

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

秦野市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 1 9 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、次のとおり改正するものであります。

- (1) 蓄電池設備の規制対象の適用区分を改めるとともに、蓄電池設備の種別及び安全性に応じた基準を加えること。
- (2) 設置の際に届出を必要とする火を使用する設備等から、蓄電池容量が 2 0 キロワット時以下の蓄電池設備を除外すること。

秦野市火災予防条例の一部を改正する条例

秦野市火災予防条例（昭和48年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その外箱は雨水等」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第二に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第13条の2第1項第4号」に改める。

第47条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内

燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の秦野市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2（新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の日前に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定を適用しない。

議案第42号 秦野市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3－(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3－(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

(1) - (3) (略)

(4) その外箱は雨水等の浸入防止のための処置をすること。

(5) - (18) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第15条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第二に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(1) - (3) (略)

(4) 雨水等の浸入防止のための処置をすること。

(5) - (18) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第15条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の処置をしたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第13条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)－(12) (略)

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例によ

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)－(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14) (略)

る改正後の秦野市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2（新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の日前に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定を適用しない。

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

1 背景

現行の消防法令における蓄電池設備の安全基準は、主に開放形の鉛蓄電池を想定して規定されているため、近年、主流となっているリチウムイオン蓄電池などの新たな種別の蓄電池には十分に対応できていないのが現状です。

また、日本産業規格等の標準規格において、出火防止処置や延焼防止処置が盛り込まれるようになってきたことを踏まえ、これらの規格を消防法令が求める基準と同等のものとして扱うこととするため、従前の基準から蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう必要な見直しを行うものです。

2 改正の概要

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が令和 5 年 5 月 3 1 日に公布されたことに伴い、蓄電池設備の運用について、全国統一的な基準に改めるものです。

(1) 安全基準の適用区分等に関する改正について

ア 安全基準に係る基準値の単位を、現行の定格容量であるアンペアアワー・セル（A h ・セル）から、蓄電池容量のキロワット時（k W h）へと改めます。

イ 日本産業規格等の標準規格による安全要求事項に適合した蓄電池設備については、本条例の規制の対象から除きます。

ウ 地震等による転倒時の安全処置として、蓄電池設備の種別や安全性に応じた基準に改めます。

エ 屋外に設ける蓄電池設備の建築物等までの離隔距離を不要とする要件に、新たに、日本産業規格等の標準規格における延焼防止処置が講じられた蓄電池設備を追加します。

オ 屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止処置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止処置が講じられた外箱に収められたものとするに改めます。

(2) 蓄電池設備を設置する場合の届出に関する改正について

火災時の消防活動の観点から、4,800アンペアアワー・セル以上の蓄電池設備については、消防への設置の届出を求めています。

基準値の単位を現行の定格容量であるアンペアアワー・セルから、蓄電池容量のキロワット時へ変換した場合、鉛蓄電池については9.6キロワット時以上のものが、鉛蓄電池などに比べ潜在的な危険性を有するリチウムイオン蓄電池については17.76キロワット時以上のものが現行で届出が必要となります。

省令において、20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたもので消防庁長官が定める蓄電池設備が規制の対象から除かれたことに伴い、消防への届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除外するものです。

3 効果

本改正は、蓄電池設備に求められる安全性は担保したうえで、新しい種別や大容量化した蓄電池設備に対応させると同時に、日本産業規格等の安全要求事項に適合しているものについては、本条例が求める基準と同等のものとして扱うことにより、安全基準の合理化が図られ、脱炭素社会の実現に向けて更なる安全な蓄電池設備の普及が期待されます。

4 施行日

令和6年1月1日